

○ 委員長報告

6月定例本会議で報告された県議会議員定数等調査特別委員長報告は、以下のとおりです。

令和8年6月定例会

県議会議員定数等調査特別委員長報告

報告いたします。

県議会議員の定数等について調査を付託されました当委員会は、令和7年7月2日に設置以来、6回にわたり慎重な検討を重ねてまいりました。

その結果、次期県議会議員一般選挙における総定数は47人から2人減の45人とする、選挙区は現行のとおりとすること、選挙区別の議員数は、今治市・越智郡選挙区を6人から5人に、宇和島市・北宇和郡選挙区を4人から3人に、1人ずつ削減することを決定いたしました。

以下、検討の過程において議論された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、第3回委員会における総定数の議論についてであります。

この中では、多様性の時代にあつて、県民にできるだけ政治的門戸を開放すべきであること。

過疎化した地域の声や少数の声が届かなくなり、多様性の喪失、民主主義の形骸化、行政監視機能の低下等が生じることの懸念などから、議員定数を維持すべきとの意見がある一方、単に人口が減少しているからという理由だけでは定数を減らすべきではないが、四国中央市選挙区と宇和島市・北宇和郡選挙区の定数の逆転現象は解消しなければならないこと。

また、前回の見直しから20年が経過し、選挙区ごとの人口規模や行政需要等に応じて定数のバランスを見直す必要があることなどから、議員定数を削減すべきとの意見が多く出され、採決の結果、総定数を削減することが賛成多数で決定いたしました。

次に、第4回委員会における選挙区の取扱いの議論についてであります。

この中では、現在13の選挙区が設けられているが、選挙区が変わることは、有権者にとって極めて重要なことであり、今回は、検討や周知に必要なプロセスを踏む時間が足りないこと、また、強制合区となる選挙区はないことなどから、採決の結果、選挙区については、合区は行わず現行のとおりとすることを、賛成多数で決定いたしました。

次に、第5回委員会における総定数の削減数の議論についてであります。

議論の中では、様々な意見が出されましたが、時間的な制約がある中、決定できることは段階的に決めるべきとの意見を踏まえ、議員定数の削減数は、2

人を超えないこととし、具体的な削減数や、削減する選挙区及びその定数については、国勢調査の速報値の公表後に決定することを、異議なく全会一致で決定いたしました。

次に、最終的な決定事項についてであります。

先月２５日に開催された当委員会において、令和８年５月に公表された国勢調査の速報値をもとに議論した結果、多様な民意を県政に反映するには、一定の議員数が必要であるとともに、過度な削減は、議論の多様性や行政監視機能の低下、過疎地域の声の埋没、新人・女性候補の参入機会の減少につながる恐れがあるため、人口減少のみを理由とした大幅な議員定数の削減には慎重であるべきこと。

しかしながら、急速な人口減少や南海トラフ地震への対策など県政課題が山積する中、厳しい財政状況を踏まえると、議会自らが身を切る改革を進める必要があるなどの理由から、総定数は２人減とすること。

定数を削減する選挙区については、地域の抱える様々な課題に対処し、県土の均衡ある発展を図るため、これまで南予の選挙区から多くの定数削減があった経緯も踏まえ、東予・中予・南予のバランスに配慮し、人口を基準としながら、地域間の均衡を考慮して定数を定めることができる公職選挙法第１５条第８項ただし書きを適用し、今治市・越智郡選挙区と宇和島市・北宇和郡選挙区の定数を１人ずつ削減することという意見が大勢を占め、採決の結果、賛成多数で、このとおり決定いたしました。

また、この決定に基づく「愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」案については、審議した結果、全員賛成で原案のとおり決定いたしました。

このほか、

- ・定数の削減により、今後、議員一人ひとりの責任は重くなる
- ・地域の声を代弁することが議員の役割であり、削減により少数の意見が届かなくなることを懸念する
- ・今回の審議を通じて浮き彫りとなった公職選挙法の制度的な課題について、国に対する意見書を提出すべき

などの意見があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。